

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第21号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- ・新旧対照表
- ・補足資料

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○川崎市消防手数料条例 平成12年3月24日条例第34号 (用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、<u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）</u>、<u>火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）</u>、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）及び川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号。以下「予防条例」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">1件につき 5,400円</td> </tr> <tr> <td>2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が10以下のもの</td> <td style="text-align: center;">1件につき 39,000円</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が10を超え50以下のもの</td> <td style="text-align: center;">1件につき 52,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	1件につき 5,400円	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査		製造所		指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき 39,000円	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件につき 52,000円	<p>○川崎市消防手数料条例 平成12年3月24日条例第34号 (用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行規則（通商産業省令第88号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）及び川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号。以下「予防条例」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">1件につき 5,400円</td> </tr> <tr> <td>2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が10以下のもの</td> <td style="text-align: center;">1件につき 39,000円</td> </tr> <tr> <td>指定数量の倍数が10を超え50以下のもの</td> <td style="text-align: center;">1件につき 52,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	1件につき 5,400円	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査		製造所		指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき 39,000円	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件につき 52,000円
区分	金額																								
1 法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	1件につき 5,400円																								
2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査																									
製造所																									
指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき 39,000円																								
指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件につき 52,000円																								
区分	金額																								
1 法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	1件につき 5,400円																								
2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査																									
製造所																									
指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき 39,000円																								
指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件につき 52,000円																								

改正後			改正前		
指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件につき	66,000円	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件につき	66,000円
指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件につき	77,000円	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件につき	77,000円
指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき	92,000円	指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき	92,000円
貯蔵所			貯蔵所		
屋内貯蔵所			屋内貯蔵所		
指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき	20,000円	指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき	20,000円
指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件につき	26,000円	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件につき	26,000円
指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件につき	39,000円	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件につき	39,000円
指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件につき	52,000円	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件につき	52,000円
指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき	66,000円	指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき	66,000円
屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。以下「特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所」という。）			屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。以下「特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所」という。）		
指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき	20,000円	指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき	20,000円
指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	1件につき	26,000円	指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	1件につき	26,000円
指定数量の倍数が10,000を超えるもの	1件につき	39,000円	指定数量の倍数が10,000を超えるもの	1件につき	39,000円
準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）			準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		
1件につき		530,000円	1件につき		530,000円
特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項			特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項		

改正後		改正前	
において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 830,000円	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 830,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,010,000円	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,010,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,120,000円	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,120,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,420,000円	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,420,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,660,000円	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,660,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 3,880,000円	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 3,880,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,100,000円	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,100,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,290,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,290,000円

改正後		改正前	
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,130,000円	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,130,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,340,000円	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,340,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,500,000円	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,500,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,830,000円	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,830,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,140,000円	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,140,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 4,350,000円	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 4,350,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,570,000円	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,570,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,770,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,770,000円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所		岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,750,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,750,000円

改正後		改正前	
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき 7,250,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき 7,250,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき 10,700,000円	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき 10,700,000円
屋内タンク貯蔵所	1件につき 26,000円	屋内タンク貯蔵所	1件につき 26,000円
地下タンク貯蔵所		地下タンク貯蔵所	
指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき 26,000円	指定数量の倍数が100以下のもの	1件につき 26,000円
指定数量の倍数が100を超えるもの	1件につき 39,000円	指定数量の倍数が100を超えるもの	1件につき 39,000円
簡易タンク貯蔵所	1件につき 13,000円	簡易タンク貯蔵所	1件につき 13,000円
移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所及び給油タンク車を除く。）	1件につき 26,000円	移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所及び給油タンク車を除く。）	1件につき 26,000円
積載式移動タンク貯蔵所又は給油タンク車	1件につき 39,000円	積載式移動タンク貯蔵所又は給油タンク車	1件につき 39,000円
屋外貯蔵所	1件につき 13,000円	屋外貯蔵所	1件につき 13,000円
取扱所		取扱所	
給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）	1件につき 52,000円	給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）	1件につき 52,000円
屋内給油取扱所	1件につき 66,000円	屋内給油取扱所	1件につき 66,000円
第1種販売取扱所	1件につき 26,000円	第1種販売取扱所	1件につき 26,000円
第2種販売取扱所	1件につき 33,000円	第2種販売取扱所	1件につき 33,000円
移送取扱所		移送取扱所	
危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。）が15メートル以下のもの（危険物を移送	1件につき 21,000円	危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。）が15メートル以下のもの（危険物を移送	1件につき 21,000円

改正後			改正前		
	するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)			するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	
	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	1件につき 87,000円		危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	1件につき 87,000円
	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	1件につき 87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	1件につき 87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額
	一般取扱所			一般取扱所	
	指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき 39,000円		指定数量の倍数が10以下のもの	1件につき 39,000円
	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件につき 52,000円		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件につき 52,000円
	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件につき 66,000円		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件につき 66,000円
	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件につき 77,000円		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件につき 77,000円
	指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき 92,000円		指定数量の倍数が200を超えるもの	1件につき 92,000円
3	法第11条第1項後段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可（以下「変更	1件につき 2の項に定める区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯		法第11条第1項後段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可（以下「変更	1件につき 2の項に定める区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯

改正後		改正前	
の許可」という。)の申請に対する審査	蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、規則で定める場合には、特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、当該区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	の許可」という。)の申請に対する審査	蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、規則で定める場合には、特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、当該区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
4 法第11条第5項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査	1件につき 2の項に定める区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、当該区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	4 法第11条第5項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査	1件につき 2の項に定める区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、当該区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
5 法第11条第5項の規定に基づく変更の許可に係る完成検査	1件につき 2の項に定める区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、当該区分)に応じ、それぞれ当該手数料	5 法第11条第5項の規定に基づく変更の許可に係る完成検査	1件につき 2の項に定める区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、当該区分)に応じ、それぞれ当該手数料

改正後		改正前	
	の金額の4分の1に相当する金額		の金額の4分の1に相当する金額
6	法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査 1件につき 5,400円	6	法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査 1件につき 5,400円
7	法第11条の2第1項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査前検査	7	法第11条の2第1項の規定に基づく設置の許可に係る完成検査前検査
水張検査		水張検査	
	容量10,000リットル以下のタンク 1件につき 6,000円		容量10,000リットル以下のタンク 1件につき 6,000円
	容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク 1件につき 11,000円		容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク 1件につき 11,000円
	容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク 1件につき 15,000円		容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク 1件につき 15,000円
	容量2,000,000リットルを超えるタンク 1件につき 15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額		容量2,000,000リットルを超えるタンク 1件につき 15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
水圧検査		水圧検査	
	容量600リットル以下のタンク 1件につき 6,000円		容量600リットル以下のタンク 1件につき 6,000円
	容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク 1件につき 11,000円		容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク 1件につき 11,000円
	容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク 1件につき 15,000円		容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク 1件につき 15,000円
	容量20,000リットルを超えるタンク 1件につき 15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加え		容量20,000リットルを超えるタンク 1件につき 15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加え

改正後			改正前		
	た金額			た金額	
基礎・地盤検査			基礎・地盤検査		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	410,000円	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	410,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	540,000円	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	540,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	700,000円	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	700,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	920,000円	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	920,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	1,040,000円	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	1,040,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	1,600,000円	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	1,600,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	1,820,000円	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	1,820,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	2,030,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	2,030,000円
溶接部検査			溶接部検査		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	490,000円	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	490,000円

改正後			改正前		
リットル以上5,000キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所			リットル以上5,000キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリ ットル以上10,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	630,000円	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリ ットル以上10,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	630,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロ リットル以上50,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	990,000円	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロ リットル以上50,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	990,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロ リットル以上100,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	1,310,000円	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロ リットル以上100,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	1,310,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロ リットル以上200,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	1,720,000円	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロ リットル以上200,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	1,720,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロ リットル以上300,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	3,320,000円	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロ リットル以上300,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	3,320,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロ リットル以上400,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	4,060,000円	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロ リットル以上400,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき	4,060,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロ リットル以上の特定屋外タンク貯蔵 所	1件につき	4,650,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロ リットル以上の特定屋外タンク貯蔵 所	1件につき	4,650,000円
岩盤タンク検査			岩盤タンク検査		
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロ リットル未満の屋外タンク貯蔵所	1件につき	9,100,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロ リットル未満の屋外タンク貯蔵所	1件につき	9,100,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロ リットル以上500,000キロリットル未	1件につき	12,400,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロ リットル以上500,000キロリットル未	1件につき	12,400,000円

改正後		改正前	
	満の屋外タンク貯蔵所		満の屋外タンク貯蔵所
	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所
	1件につき 17,000,000円		1件につき 17,000,000円
8	法第11条の2第1項の規定に基づく変更の許可に係る完成検査前検査		8 法第11条の2第1項の規定に基づく変更の許可に係る完成検査前検査
	水張検査	1件につき 7の項に定める水張検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	水張検査 1件につき 7の項に定める水張検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
	水圧検査	1件につき 7の項に定める水圧検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	水圧検査 1件につき 7の項に定める水圧検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
	基礎・地盤検査	1件につき 7の項に定める基礎・地盤検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	基礎・地盤検査 1件につき 7の項に定める基礎・地盤検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	溶接部検査	1件につき 7の項に定める溶接部検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	溶接部検査 1件につき 7の項に定める溶接部検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	岩盤タンク検査	1件につき 7の項に定める岩盤タンク検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	岩盤タンク検査 1件につき 7の項に定める岩盤タンク検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

改正後		改正前	
9 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査		9 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	
特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 310,000円	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 310,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 430,000円	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 430,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 720,000円	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 720,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 960,000円	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 960,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,210,000円	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,210,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,950,000円	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,950,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 3,620,000円	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 3,620,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 4,170,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 4,170,000円
岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所		岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	

改正後		改正前	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,660,000円	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,660,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき 3,190,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件につき 3,190,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき 4,790,000円	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件につき 4,790,000円
移送取扱所		移送取扱所	
危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	1件につき 70,000円	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	1件につき 70,000円
危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	1件につき 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	1件につき 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額
10 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第3条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査	1件につき 220,000円	10 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第3条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査	1件につき 220,000円
11 火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査		11 火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	
競技用紙雷管のみの販売営業	1件につき 25,000円	競技用紙雷管のみのもの	1件につき 25,000円

改正後		改正前			
その他の販売営業	1件につき	110,000円	その他のもの	1件につき	110,000円
12 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査	1件につき	73,000円	12 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査	1件につき	73,000円
13 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	8,300円	13 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	8,300円
14 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査	1件につき	41,000円	14 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査	1件につき	41,000円
15 火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査			15 火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査		
設置又は移転の工事に係る完成検査	1件につき	41,000円	設置又は移転の工事に係るもの	1件につき	41,000円
構造又は設備の変更の工事に係る完成検査	1件につき	23,000円	構造又は設備の変更の工事に係るもの	1件につき	23,000円
16 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	1件につき	1,200円	16 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	1件につき	1,200円
17 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査			17 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査		
火工品のみの譲受け	1件につき	2,400円	火工品のみの譲受けのもの	1件につき	2,400円
その他の譲受け			その他の譲受けのもの		
申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合	1件につき	3,500円	申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下のもの	1件につき	3,500円
その他の場合	1件につき	6,900円	その他のもの	1件につき	6,900円
18 火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査			18 火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査		

改正後		改正前	
申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合	1件につき 12,000円	申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下のもの	1件につき 12,000円
その他の場合	1件につき 25,000円	その他のもの	1件につき 25,000円
19 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	1件につき 7,900円	19 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	1件につき 7,900円
20 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査	1件につき 41,000円	20 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査	1件につき 41,000円
21 石油コンビナート等災害防止法第15条第2項の規定に基づく流出油等防止堤又は消火用屋外給水施設の検査		10 石油コンビナート等災害防止法第15条第2項の規定に基づく流出油等防止堤又は消火用屋外給水施設の検査	
流出油等防止堤	1件につき 53,000円に流出油等防止堤の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに26,000円を加えた金額	流出油等防止堤	1件につき 53,000円に流出油等防止堤の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに26,000円を加えた金額
消火用屋外給水施設		消火用屋外給水施設	
消火栓を有し、かつ、貯水槽を有しないもの	1件につき 38,000円に配管の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円を加えた金額	消火栓を有し、かつ、貯水槽を有しないもの	1件につき 38,000円に配管の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円を加えた金額
貯水槽を有し、かつ、消火栓を有しないもの	1件につき 22,000円に貯水槽1基につき4,500円を加えた金額	貯水槽を有し、かつ、消火栓を有しないもの	1件につき 22,000円に貯水槽1基につき4,500円を加えた金額

改正後			改正前		
	消火栓及び貯水槽を有するもの	1件につき 46,000円に配管の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円及び貯水槽1基につき4,500円を加えた金額		消火栓及び貯水槽を有するもの	1件につき 46,000円に配管の延長が1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円及び貯水槽1基につき4,500円を加えた金額
22 確認試験			11 確認試験		
第1類の危険物	燃焼試験	1件につき 67,900円	第1類の危険物	燃焼試験	1件につき 67,900円
	落球式打撃感度試験	1件につき 63,000円		落球式打撃感度試験	1件につき 63,000円
	大量燃焼試験	1件につき 64,700円		大量燃焼試験	1件につき 64,700円
第2類の危険物	小ガス炎着火試験	1件につき 21,800円	第2類の危険物	小ガス炎着火試験	1件につき 21,800円
	引火点測定試験	1件につき 32,700円		引火点測定試験	1件につき 32,700円
第3類の危険物	自然発火性試験	1件につき 36,300円	第3類の危険物	自然発火性試験	1件につき 36,300円
	水との反応性試験	1件につき 64,000円		水との反応性試験	1件につき 64,000円
第4類の危険物	引火点測定試験	1件につき 32,700円	第4類の危険物	引火点測定試験	1件につき 32,700円
	動粘度測定試験	1件につき 16,300円		動粘度測定試験	1件につき 16,300円
	燃焼点測定試験	1件につき 32,600円		燃焼点測定試験	1件につき 32,600円
	沸点測定試験	1件につき 14,600円		沸点測定試験	1件につき 14,600円
	発火点測定試験	1件につき 27,500円		発火点測定試験	1件につき 27,500円
	可燃性液体量測定試験	1件につき 75,900円		可燃性液体量測定試験	1件につき 75,900円
	液状確認試験	1件につき 20,500円		液状確認試験	1件につき 20,500円
第5類の危険物	熱分析試験	1件につき 129,900円	第5類の危険物	熱分析試験	1件につき 129,900円
	圧力容器試験	1件につき 93,200円		圧力容器試験	1件につき 93,200円
第6類の危険物	燃焼試験	1件につき 67,600円	第6類の危険物	燃焼試験	1件につき 67,600円
23 予防条例第65条第2項の規定に基づく水張検査又は水圧検査			12 予防条例第65条第2項の規定に基づく水張検査又は水圧検査		

改正後			改正前		
水張検査	1件につき 7の項に定める水張検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		水張検査	1件につき 7の項に定める水張検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	
水圧検査	1件につき 7の項に定める水圧検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額		水圧検査	1件につき 7の項に定める水圧検査の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	
<u>24</u> 消防事務に係る証明書の交付	1件につき 300円		<u>13</u> 消防事務に係る証明書の交付	1件につき 300円	

火薬類取締法の事務等の概要（補足資料）

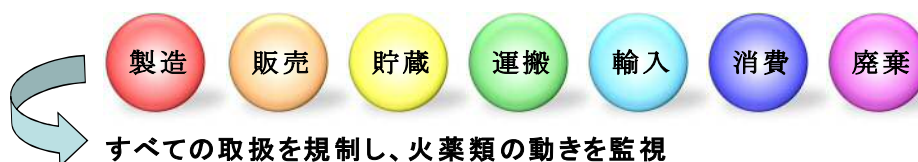
1 権限移譲の経緯

平成27年6月26日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第5次地方分権一括法」が公布され、平成29年4月1日から火薬類の製造許可等に係る事務・権限が都道府県から政令指定都市に移譲されることとなりました。

2 事務内容

火薬類取締法は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類※の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制しており、同法に基づき、火薬類の製造の許可の申請に対する審査等の事務を行います。

具体的には、火薬類の製造施設や販売営業所等の許可申請について、保安距離や建物構造等を審査し、また、花火大会等における煙火消費の検査等を行います。



※火薬類とは、「火薬」、「爆薬」及び「火工品」をいいます。

火薬：推進的爆発の用途に供せられるもの
黒色火薬（煙火の打揚げ等に使用）、無煙火薬等

爆薬：破壊的爆発の用途に供せられるもの
ニトログリセリン、ダイナマイト等

火工品：火薬・爆薬を使用して、ある目的に適するように加工したもの
電気雷管、実包、導火線、信号焰管、煙火（花火）等

3 市内における事業所等

1 市内における火薬類を取り扱う事業所等（平成28年3月31日現在）

- (1) 販売事業所 19事業所
- (2) 火薬庫外貯蔵場所（販売許可を伴わない少量貯蔵） 8施設

2 主な事務の実績（平成27年度）

- (1) 火薬類の譲受の許可 6件
- (2) 火薬類の譲渡の許可 1件
- (3) 煙火の消費の許可 8件（川崎市制記念多摩川花火大会など）